# 令和６年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

| No | 4 |
|---|---|

府 省 庁 名　総務省

| | |
|---|---|
| 対象税目 | 個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（地方消費税） |
| 要望項目名 | 国立研究開発法人情報通信研究機構が政府のみを出資者とする法人となることに伴う税制上の所要の措置 |
| 要望内容（概要） | 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の出資状況が変更され、政府のみを出資者とする法人となることから、機構が法人税法上の公益法人等から公共法人に変更する等の改正要望をすることとしており、当該改正要望に伴い、法人税法の別表第一及び第二を引用する法人住民税、事業税及び事業所税、並びに消費税法の「別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の三関係）」の「独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）」の項への機構の該当性の継続要望に伴い、地方消費税においても所要の措置を要望するもの。 |
| 関係条文 | 地方税法第７２条の４第１項第２号及び第７２条の５第１項第１号（事業税）並びに第７０１条の３４第１項及び第２項（事業所税）、消費税法別表第三（所得税法別表第一）（地方消費税） |
| 減収見込額 | ［初年度］　－　（　―　）　［平年度］　－　（　―　）<br>［改正増減収額］　－　（単位：百万円） |
| 要望理由 | （１）政策目的<br>独立行政法人の抜本改革のため、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、講ずべき措置を取りまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月閣議決定）を踏まえ、総務省の外部有識者による検討会での検討結果、機構の信用基金については、既存案件の保証期間等が終了次第、速やかに清算するものとされていることを踏まえ、当該信用基金の残余財産を処分する等を通じて清算する。<br><br>（２）施策の必要性<br>機構は、令和５年５月に同信用基金への政府以外の者からの出資金を全額出資者に払戻しを完了しており、これに伴い、機構の出資状況が変更され、政府のみを出資者とする法人となることから、法人税法（国税）上の公益法人等から公共法人に位置付ける等の改正要望をすることとしており、当該改正要望に伴い、法人税法の別表第一及び第二を引用する法人住民税、事業税及び事業所税、並びに消費税法の「別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の三関係）」の「独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）」の項への機構の該当性の継続要望に伴い、地方消費税においても所要の措置を講ずる必要がある。 |
| 本要望に対応する縮減案 | － |

| | | |
|---|---|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | ― |
| | 政策の<br>達成目標 | ― |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | ― |
| | 同上の期間中の達成目標 | ― |
| | 政策目標の<br>達成状況 | ― |
| 有効性 | 要望の措置の<br>適用見込み | ― |
| | 要望の措置の<br>効果見込み<br>（手段としての有効性） | ― |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 登録免許税、消費税、印紙税、所得税、法人税 |
| | 予算上の措置等の要求内容<br>及び金額 | ― |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | ― |
| | 要望の措置の<br>妥当性 | ― |

| | |
|---|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | ― |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | ― |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | ― |
| 前回要望時の達成目標 | ― |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | ― |
| これまでの要望経緯 | ― |